

お客様各位

2025 年 1 月 27 日
日本貨物航空株式会社

成田国際空港 保税蔵置場 輸入航空貨物サービス利用約款の改定について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

題件、弊社 HP 等で公示しております「成田国際空港 保税蔵置場 輸入航空貨物サービス利用約款」(以下「本約款」)につきまして、下記の通り改定致します。

敬具

記

1. 改定内容

(1) 賠償限度額の改定

「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(モントリオール条約)」に定められた責任限度額が改定されたことを受けまして、本約款第 20 条で定める貨物 1 キログラム当たりの責任限度額を改定致します。

2. 改定箇所

別紙をご参照ください。

3. 改定日

2025 年 1 月 31 日

4 その他

ご不明な点等ございましたら、以下担当部署までお問合せください。

NCA Japan 株式会社 運送マネージメント部事業運営チーム
電話番号 : 0476-29-5610
メールアドレス : nrtfbkz@nca.aero

以上

別紙 「成田国際空港 保税蔵置場 輸入航空貨物サービス利用約款」 新旧対照表 (2025 年 1 月 31 日改定)

新	旧	備考
第1章 損害賠償 第 20 条 〔賠償責任〕 ・・・(前略)、但し、滅失等に基づく当社の利用者に対する損害賠償の額は、滅失等のために利用者が支払うことを要しなくなった諸費用がある場合にはこれを賠償額から控除し、かつ、貨物 1 キログラムについて <u>22SDR</u> を上限とする。	第 3 章 損害賠償 第 20 条 〔賠償責任〕 ・・・(前略)、但し、滅失等に基づく当社の利用者に対する損害賠償の額は、滅失等のために利用者が支払うことを要しなくなった諸費用がある場合にはこれを賠償額から控除し、かつ、貨物 1 キログラムについて <u>26SDR</u> を上限とする。	(変更)